

I 2014年最高裁判決は、
『2013年参議院選挙(選挙区)は、**違憲状態**である。しかし、選挙は、合憲である』旨の**違憲状態判決**を、全15名の最高裁判事の多数決で、言渡した。
全15名のうち、
① 11名が、「違憲状態判決」の意見であり、
② 3名が、『選挙は、違憲・違法である。しかし、選挙を無効とはしない。』旨の「違憲・違法」の意見であり、
③ 1名が、『選挙は、違憲・違法である』旨の「一人一票・違憲無効」の意見である。同11名の【違憲状態判決に賛成の判事】のうちの**5名**(① **櫻井龍子**；② **金築誠志**^(注1)；③ **岡部喜代子**；④ **山浦善樹**；⑤ **山崎敏充の5判事**)は、同判決文の中で、補足意見として、要旨『**違憲状態の選挙で当選した国会議員は、国会活動の正統性が無い。**』旨判断しておられる。(注1)2015年3月に定年退官された。✓

II ¹ **国会活動をする正統性の無い議員(=違憲状態議員)が、安保法を立法するなど、狂気の沙汰である。**

2 安全保障関連法(安保法)・反対論者は、『安保法は、違憲。よって、反対』と主張している。
3 **しかしながら、この反対論者は、樹木の根が腐っていること(=【違憲状態議員が、安保法を立法するなど、狂気の沙汰である。】を知らない。**

4 **この反対論者は、安保法・一発必殺の議論(=【違憲状態議員は、国会活動をする正統性が無い】との議論)を知らない。**

III ¹ **最高裁判事(全15名)の過半数の判事も、『【国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、公然と国会活動をしている現状】は、異常である』とは、腹の底からは、気づいておられないようである。**

2 『【**国会活動をする正統性の無い違憲状態議員が、今毎日、公然と国会活動をしている現状**】は、**異常**である』とは、**腹の底からは、気づいておられないようである。**

③ 1名が、『選挙は、違憲・違法である』旨の「一人一票・違憲無効」の意見である。同11名の【違憲状態判決に賛成の判事】のうちの**5名**(① **櫻井龍子**；② **金築誠志**^(注1)；③ **岡部喜代子**；④ **山浦善樹**；⑤ **山崎敏充の5判事**)は、同判決文の中で、補足意見として、要旨『**違憲状態の選挙で当選した国会議員は、国会活動の正統性が無い。**』旨判断しておられる。(注1)2015年3月に定年退官された。✓

は、そもそも、国会活動をする正統性が無いこと【】を言わずして、**枝葉**が腐っていること(=【安保法が、違憲であること】)を言い募っているだけである。✓

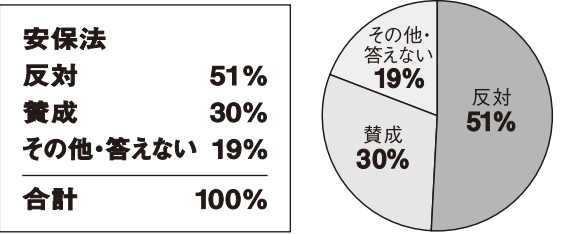
態議員が、今毎日、公然と国会活動をしている現状】は、天と地がひっくり返る程の異常である』と腹の底から理解するのと、これを、頭で理解するのとでは、

① **【身の毛がよだつような違和感】を感じるか、**
② **【違和感・零】か** の【差】がある。✓

IV ¹ 物事を合理的に考えられる人(小学5年生を含む)である限り、100人中100人、**「国会活動の正統性の無い議員が、【国会活動(安保法の立法を含む)をすること】など、狂気の沙汰である!」**
と腹の底から**ストン**と納得するであろう。
なぜならば、**国会活動の正統性の無い議員が、国会活動(立法も含む)をしてもよい、**と考える人が、この世にいるとは、およそ考え難いからである。✓

V ¹ **【国会議員の多数意見=主権者(=国民)の多数意見】とする方法は、人口比例選挙(=一人一票)以外に無い。**

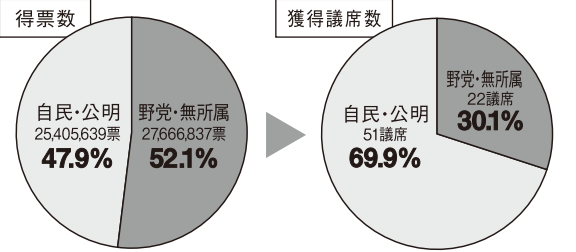
2(1) 2015/9/19・20 朝日新聞世論調査：



(2) 2013年参院選(選挙区)(全73人)：

	得票数	得票率	議席数
野党・無所属	27,666,837	52.1%	22(30.1%(=22÷73))
自民・公明	25,405,639	47.9%	51(69.9%(=51÷73))
合計	53,072,476	100%	73

*数字は総務省資料より



国会議員の多数意見(=安保法賛成)と主権者(国民)の多数意見(=安保法反対)とは、真逆である。

意見広告シリーズ
(朝日新聞朝刊掲載日)

シリーズ
30
意見広告

2013年… ①:4/20又は21 ②:5/3 ③:5/18又は19 ④:6/23 ⑤:7/11又は12
⑥,⑦:7/15 ⑧:8/3 ⑨:-1~3:9/7 ⑩10/11又は12 ⑪10/18
⑫11/12又は14 ⑬12/18又は19又は20
2014年… ⑭:5/3 ⑮:5/23 ⑯:7/11 ⑰:8/27 ⑱:12/8又は10
⑲:12/9又は10又は11又は12 ⑳:12/13
2015年… ㉑:3/5又は6 ㉒:3/11 ㉓:4/21 ㉔:5/3 ㉕:7/28 ㉖:8/6 ㉗:8/26又は27
㉘:8/28又は29又は30 ㉙:9/3

2 文責者は、『左記**I**記載の**4最高裁判事**(① **櫻井龍子**；② **岡部喜代子**；③ **山浦善樹**；④ **山崎敏充の4判事**)は、左記**IV**の**1**に示した理由により、
【2014年12月の衆院選(小選挙区)は、**違憲。**】と判断されるであろう』と予測する。✓

対)とは、**真逆**である。
その理由は、選挙が、人口比例選挙でなかったからである。
今の日本は、国会議員主権国家である。

3 **一人一票選挙(=人口比例選挙)が実現する時は、日本の有史以来今日迄の約2000年間で、初めて、民主主義国家(=国民主権国家)が誕生する時である。**

4 **自民党の憲法草案・47条**^(注2)**は、「人口比例選挙」(=一人一票)を否定している。**
(注2)「選挙区、投票の方法 その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。」

文責者・弁護士 升永英俊 / 弁護士 久保利英明 日比谷パーク法律事務所 代表 / 弁護士 伊藤真 伊藤塾 塾長

この意見広告は賛同者の支援により掲載されました。
引き続き、ご支援をお願いいたします。詳細はHPをご覧ください。

あなたの1票の価値が0.何票分かチェック
してみましょう。 <http://www.ippyo.org/>



一人一票

検索

お問い合わせ

ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

「合わせ」EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

1人1票

1人06票

一人一票実現国民会議